

# 令和7年度

## 当初予算案等説明資料（その2）

2. 福祉局所管条例案	ページ
議案第57号 福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	1
議案第65号 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	3
議案第66号 福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	5
議案第67号 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	7
議案第68号 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	9
議案第69号 福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	11
議案第70号 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	14
議案第71号 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案	19
議案第72号 福岡市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例案	23
議案第74号 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	24
議案第75号 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案	32
3. 福祉局 組織編成案	40

**福祉局**



## 2. 条例案

### 議案第 57 号

### 福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せざとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 16 条 (略) (職員の配置の基準) 第 17 条 救護施設には、施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士_____及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 (略)	第 1 条～第 16 条 (略) (職員の配置の基準) 第 17 条 救護施設には、施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 (略)
第 18 条～第 25 条 (略) (職員の配置の基準) 第 26 条 更生施設には、施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護師又は准看護師、栄養士_____及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 (略)	第 18 条～第 25 条 (略) (職員の配置の基準) 第 26 条 更生施設には、施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護師又は准看護師、栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 (略)
以下略	以下略

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令**

**※下線部分が改正部分**

**第5条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
(職員の配置の基準) 第11条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 1～5 (略) 6 栄養士 7 (略) 2 (略)	(職員の配置の基準) 第11条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 1～5 (略) 6 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 7 (略) 2 (略)
第12条～第18条 (略) (職員の配置の基準) 第19条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 1～5 (略) 6 栄養士 7 (略) 2 (略)	第12条～第18条 (略) (職員の配置の基準) 第19条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 1～5 (略) 6 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 7 (略) 2 (略)
以下略	以下略

## 議案第 65 号

### 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正されることに鑑み、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新 旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第88条の 2 (略) (食事)	第 1 条～第88条の 2 (略) (食事)
第89条 (略)	第89条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
以下略	以下略

**参考資料**

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令**

**※下線部分が改正部分**

**第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
(食事) 第86条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。  以下略	(食事) 第86条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。  以下略

## 議案第 66 号

### 福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準が改正されることに鑑み、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第37条 (略) (食事)	第1条～第37条 (略) (食事)
第38条 (略)	第38条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士 <u>又は</u> 管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
以下略	以下略

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令**

※下線部分が改正部分

**第15条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
(食事)	(食事)
第34条 (略)	第34条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
以下略	以下略

## 議案第 67 号

### 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準が改正されることに鑑み、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めていた部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表 ※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第45条の2 (略) (食事)	第1条～第45条の2 (略) (食事)
第46条 (略)	第46条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士 _____ を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士 _____ を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
以下略	以下略

**参考資料**

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令**

**※下線部分が改正部分**

**第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
(食事) 第45条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。  以下略	(食事) 第45条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。  以下略

## 議案第 68 号

### 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準が改正されることに鑑み、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 29 条 (略) (食事)	第 1 条～第 29 条 (略) (食事)
第 30 条 (略)	第 30 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士 _____ を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
以下略	以下略

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

※下線部分が改正部分

**第 16 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
(食事) 第 29 条 (略) 2～4 (略) 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第 29 条 (略) 2～4 (略) 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
以下略	以下略

## 議案第 69 号

### 福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 7 条 (略) (職員配置の基準)	第 1 条～第 7 条 (略) (職員配置の基準)
第 8 条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 50 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士_____との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第 6 号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1) ~ (5) (略) (6) 栄養士_____ (7) (略)	第 8 条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 50 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士 <u>又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第 6 号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1) ~ (5) (略) (6) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> (7) (略)
2 (略) (以下略)	2 (略) (以下略)

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令**

**※下線部分が改正部分**

**第6条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士_____との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 栄養士_____ 1以上</p> <p>7 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かなければできる。</p> <p>1 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士_____又は調理員、事務員 その他の職員</p> <p>2 介護老人保健施設 支援相談員、栄養</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>7 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かなければできる。</p> <p>1 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員 その他の職員</p> <p>2 介護老人保健施設 支援相談員、栄養</p>

<p>士_____又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>3 介護医療院 栄養士_____又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>4 病院 栄養士_____ (病床数100 以上の病院の場合に限る。)</p> <p>5 (略)</p>	<p>士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>3 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>4 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100 以上の病院の場合に限る。)</p> <p>5 (略)</p>
---	---

## 議案第 70 号

### 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せざるとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第 2 章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第 3 条～第 6 条 (略) (職員配置の基準)	第 3 条～第 6 条 (略) (職員配置の基準)
第 7 条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人以下の特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 5 号の栄養士_____を置かないことができる。 (1) ~ (4) (略) (5) 栄養士_____ (6) • (7) (略)	第 7 条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人以下の特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 5 号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないことができる (1) ~ (4) (略) (5) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> (6) • (7) (略)
2 (略)	2 (略)

第8条～第14条 (略)

第3章 (略)

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第20条・第21条 (略)

(職員配置の基準)

第22条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 栄養士\_\_\_\_\_

(6)・(7) (略)

2 (略)

(以下略)

第8条～第14条 (略)

第3章 (略)

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第20条・第21条 (略)

(職員配置の基準)

第22条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 栄養士又は管理栄養士

(6)・(7) (略)

2 (略)

(以下略)

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令**

**※下線部分が改正部分**

**第 11 条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第 12 条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 5 号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 栄養士_____ 1 以上</p> <p>6・7 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第 42 条第 1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第 12 条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 5 号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 1 以上</p> <p>6・7 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第 42 条第 1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定</p>

地域密着型介護予防サービス基準」という。) 第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士\_\_\_\_\_、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士\_\_\_\_\_、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(職員の配置の基準)

第56条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

1～4 (略)

5 栄養士\_\_\_\_\_ 1以上

6・7 (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士\_\_\_\_\_、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

1 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士\_\_\_\_\_、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

地域密着型介護予防サービス基準」という。) 第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(職員の配置の基準)

第56条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

1～4 (略)

5 栄養士又は管理栄養士 1以上

6・7 (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

1 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

<p>2 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士_____、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>3 介護医療院 栄養士_____又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>4 病院 栄養士_____ (病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p>	<p>2 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>3 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>4 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p>
---	---

## 議案第 71 号

### 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章・第 2 章 (略)	第 1 章・第 2 章 (略)
第 3 章 設備及び運営に関する基準	第 3 章 設備及び運営に関する基準
第 4 条～第 6 条 (略)	第 4 条～第 6 条 (略)
(職員配置の基準)	(職員配置の基準)
第 7 条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 4 号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第 6 号の調理員を置かないことができる。	第 7 条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が 40 人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 4 号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第 6 号の調理員を置かないことができる。
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
(4) 栄養士_____	(4) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u>
(5) • (6) (略)	(5) • (6) (略)
2 (略)	2 (略)
第 8 条～第 16 条 (略)	第 8 条～第 16 条 (略)

<p>第4章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~12 (略)</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>13 軽費老人ホームA型は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士_____、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第5号の栄養士_____、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 栄養士_____</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>14~16 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第4章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~12 (略)</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>13 軽費老人ホームA型は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第5号の栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 栄養士<u>又は管理栄養士</u></p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>14~16 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	---

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令**

**※下線部分が改正部分**

**第17条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第11条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第4号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。	第11条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第4号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。
2~3 (略)	2~3 (略)
4 栄養士_____ 1以上	4 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 1以上
5・6 (略)	5・6 (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
10 第1項第4号の栄養士_____ 及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。	10 第1項第4号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。
11~13 (略)	11~13 (略)
(職員配置の基準)	(職員配置の基準)
第37条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては第4号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。	第37条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては第4号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。
1~3 (略)	1~3 (略)
4 栄養士_____ 1以上	4 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 1以上

5・6 (略)	5・6 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
附 則	附 則
(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)	(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)
第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士_____、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第5号の栄養士_____、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。	第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士 <u>若しくは管理栄養士</u> 、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第5号の栄養士 <u>若しくは管理栄養士</u> 、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。
1~4 (略)	1~4 (略)
5 栄養士_____ 1以上	5 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 1以上
6~8 (略)	6~8 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)
9 第1項第5号の栄養士_____は、常勤の者でなければならない。	9 第1項第5号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> は、常勤の者でなければならない。
10・11 (略)	10・11 (略)

## 議案第 72 号

### 福岡市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

各区に設置している老人福祉センターを「人生 100 年時代における『高齢者の社会参加の拠点』」として位置付け、高齢期の社会参加、元気な活躍を応援する拠点の施設となるよう機能強化を図ることとしており、これに相応しい名称に変更するもの。

#### 2 改正内容

施設名称の変更

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市立老人福祉センター条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
別表	別表
名称	位置
福岡市立老人福祉セン ター長生園	福岡市博多区千代一 丁目
福岡市立老人福祉セン ター福寿園	福岡市西区今宿青木 字廣石サヤ
福岡市立老人福祉セン ター若久園	福岡市南区若久六丁 目
福岡市立老人福祉セン ター東香園	福岡市東区香住ヶ丘 一丁目
福岡市立老人福祉セン ター舞鶴園	福岡市中央区長浜一 丁目
福岡市立老人福祉セン ター寿楽園	福岡市城南区南片江 二丁目
福岡市立老人福祉セン ター早寿園	福岡市早良区重留七 丁目
福岡市立老人福祉セン ター博多	福岡市博多区千代一 丁目
福岡市立福岡100プラ ザ 西	福岡市西区今宿青木 字廣石サヤ
福岡市立福岡100プラ ザ 南	福岡市南区若久六丁 目
福岡市立福岡100プラ ザ 東	福岡市東区香住ヶ丘 一丁目
福岡市立福岡100プラ ザ 中央	福岡市中央区長浜一 丁目
福岡市立福岡100プラ ザ 城南	福岡市城南区南片江 二丁目
福岡市立福岡100プラ ザ 早良	福岡市早良区重留七 丁目

## 議案第 74 号

### 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部 を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
目次 (略)  第 1 章～第 8 章 (略)  第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節 (略) 第 2 節 人員に関する基準 (従業者)  第79条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第 5 節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、利用定員の数(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介	目次 (略)  第 1 章～第 8 章 (略)  第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節 (略) 第 2 節 人員に関する基準 (従業者)  第79条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第 5 節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、利用定員の数(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介

<p>護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第68条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士_____を置かなければないことができる。</p>	<p>護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第68条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40以下の指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を置かなければないことができる。</p>
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
(4) 栄養士_____	栄養士 <u>又は管理栄養士</u>
(5) • (6) (略)	(5) • (6) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
第80条 (略)	第80条 (略)
第3節～第6節 (略)	第3節～第6節 (略)
第7節 基準該当居宅サービスに関する基準	第7節 基準該当居宅サービスに関する基準
第96条 (略)	第96条 (略)
(従業者)	(従業者)
第97条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士_____と	第97条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> と

の連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

- (1) • (2) (略)
- (3) 栄養士\_\_\_\_\_
- (4) • (5) (略)

2・3 (略)

第98条～第101条 (略)

## 第10章 短期入所療養介護

### 第1節 (略)

### 第2節 人員に関する基準

第103条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならぬ。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、栄養士\_\_\_\_\_及び理学療法士又は作業療法士
- (2) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士\_\_\_\_\_及び理学療法士又は作業療法士
- (3) (略)

の連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- (1) • (2) (略)
- (3) 栄養士又は管理栄養士
- (4) • (5) (略)

2・3 (略)

第98条～第101条 (略)

## 第10章 短期入所療養介護

### 第1節 (略)

### 第2節 人員に関する基準

第103条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならぬ。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (2) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 \_\_\_\_\_

(以下略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士

(以下略)

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令**

**※下線部分が改正部分**

**第9条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第121条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第121条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u></p>

との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

1～3 (略)

4 栄養士\_\_\_\_\_ 1以上

5・6 (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第140条の27 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_

との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

1・2 (略)

3 栄養士\_\_\_\_\_ 1以上

4・5 (略)

2～5 (略)

(従業者の員数)

第142条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

1 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看

との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

1～3 (略)

4 栄養士又は管理栄養士 1以上

5・6 (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第140条の27 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

1・2 (略)

3 栄養士又は管理栄養士 1以上

4・5 (略)

2～5 (略)

(従業者の員数)

第142条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

1 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看

護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士\_\_\_\_\_の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第154条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士\_\_\_\_\_及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 (略)

4 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤

護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第154条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 (略)

4 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤

<p>師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士<u>又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

## 議案第 75 号

### 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例 の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となった。当該改正を踏まえ、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることに伴い、同様の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例新 旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第69条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第69条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の</p>

提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第78条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人以下の指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 栄養士\_\_\_\_\_

(5) • (6) (略)

2・3 (略)

第70条 (略)

第3節～第7節 (略)

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準

第87条 (略)

(従業者)

第88条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当た

提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第78条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人以下の指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5) • (6) (略)

2・3 (略)

第70条 (略)

第3節～第7節 (略)

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準

第87条 (略)

(従業者)

第88条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当た

る従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

- (1) • (2) (略)
- (3) 栄養士\_\_\_\_\_
- (4) • (5) (略)

2・3 (略)

第89条～第92条 (略)

## 第10章 介護予防短期入所療養介護

### 第1節 (略)

### 第2節 人員に関する基準

第94条 (略)

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士\_\_\_\_\_及び理学療法士又は作業療法士
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士\_\_\_\_\_及び理学療法士又は作業療法士

- (3) (略)

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業

る従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- (1) • (2) (略)
- (3) 栄養士又は管理栄養士
- (4) • (5) (略)

2・3 (略)

第89条～第92条 (略)

## 第10章 介護予防短期入所療養介護

### 第1節 (略)

### 第2節 人員に関する基準

第94条 (略)

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士

- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士

- (3) (略)

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業

療法士及び栄養士_____	療法士及び栄養士 <u>又は管理栄養士</u>
2・3 (略)	2・3 (略)
(以下略)	(以下略)

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令**

※下線部分が改正部分

**第 14 条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正**

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 129 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 139 条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 40 人を超えない指定介護</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 129 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 139 条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 40 人を超えない指定介護</p>

予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

1～3 (略)

4 栄養士\_\_\_\_\_ 1以上

5・6 (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第180条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士\_\_\_\_\_との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士\_\_\_\_\_を置かないことができる。

1・2 (略)

3 栄養士\_\_\_\_\_ 1以上

4・5 (略)

2～5 (略)

第187条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

1 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、

予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

1～3 (略)

4 栄養士又は管理栄養士 1以上

5・6 (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第180条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

1・2 (略)

3 栄養士又は管理栄養士 1以上

4・5 (略)

2～5 (略)

第187条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

1 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、

当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士\_\_\_\_\_の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第193条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士\_\_\_\_\_及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 (略)

4 介護医療院である指定介護予防短期

当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第193条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 (略)

4 介護医療院である指定介護予防短期

<p>入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 _____の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>	<p>入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士<u>又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>
2 (略)	2 (略)

### 3. 組織編成案

【凡例】 変更

令和6年度 (R6.4.1現在)	令和7年度 (R7.4.1現在)
<b>福祉局</b> 205 — 総務企画部 19 —— 総務課 9 —— 政策推進課 6 —— 福岡100推進課 3 <small>【政策推進課長が兼務】</small> —— 課長※福岡100推進 ー <small>【保健医療局総務企画部保健医療政策課長が兼務】</small>	<b>福祉局</b> 212 (+7) — 総務企画部 19 —— 総務課 9 —— 政策推進課 6 —— 福岡100推進課 3 <small>【ユマニチュード推進課長が兼務】</small> —— 課長※福岡100推進 ー <small>【保健医療局総務企画部保健医療政策課長が兼務】</small>
— ユマニチュード推進部 11 <small>【総務企画部長が兼務】</small> —— ユマニチュード推進課 4 —— 認知症支援課 7	— ユマニチュード推進部 12 (+1) <small>【総務企画部長が兼務】</small> —— ユマニチュード推進課 5 (+1) —— 認知症支援課 7
— 生活福祉部 55 —— 保護課 15 —— 生活支援課 6 —— 地域福祉課 10 —— 地域包括ケア推進課 12 —— 課長※臨時特別給付金 7 <small>【保護課長が兼務】</small> 部長※調整給付 ー <small>【財政局税務部長が兼務】</small> 課長※調整給付 4 <small>【財政局税務部課長※税務システム刷新が兼務】</small>	— 生活福祉部 59 (+4) —— 生活福祉課 6 —— 保護課 15 —— 地域共生課 10 —— 地域包括ケア推進課 13 (+1) —— 課長※臨時特別給付金 7 <small>【保護課長が兼務】</small> 部長※調整給付 ー <small>【財政局税務部長が兼務】</small> 課長※調整給付 7 (+3) <small>【財政局税務部課長※税務システム刷新が兼務】</small>

令和6年度（R6.4.1現在）	令和7年度（R7.4.1現在）
<p>— 高 齢 社 会 部 71</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 高齢社会政策課 10</li> <li>— 介護保険課 22</li> <li>— 高齢福祉課 11</li> <li>— 事業者指導課 27</li> </ul>	<p>— 高 齢 社 会 部 70 (▲1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 高齢社会政策課 10</li> <li>— 介護保険課 22</li> <li>— 高齢福祉課 11</li> <li>— 事業者指導課 26 (▲1)</li> </ul>
<p>— 障がい者部 48</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 障がい企画課 14</li> <li>— 障がい者支援課 9</li> <li>— 障がい福祉課 17</li> <li>— 障がい者更生相談所 7</li> </ul>	<p>— 障がい者部 51 (+3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 障がい企画課 13 (▲1)</li> <li>— <u>障がい在宅福祉課</u> 16 (+7)</li> <li>— <u>障がい施設福祉課</u> 14 (▲3)</li> <li>— 障がい者更生相談所 7</li> </ul>